

自立相談支援事業従事者養成研修
(前期)
「自立相談支援事業と任意事業」

平成27年9月7日

厚生労働省 生活困窮者自立支援室

室長補佐 渡邊 由美子

この講義でお伝えしたいこと：

- 自立相談支援事業の役割：地域のネットワークを構築しながら生活困窮者への包括的・継続的な支援を体系的に実施する中核的な機関

- 的確な支援のために、まずは
 - ・新法の各事業の趣旨、対象者像、体系等をしっかり理解する、
 - ・新法の事業以外で、利用可能な国・自治体の制度を知る、ことが大切。その上で各事業・制度の関係者と関係づくりをしていくことが重要。

- 包括的な支援はチームアプローチによってできるものであり、各任意事業の実施者や他制度の担当者等の知見を結集できるよう、自立相談支援事業において上手に調整することが重要。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

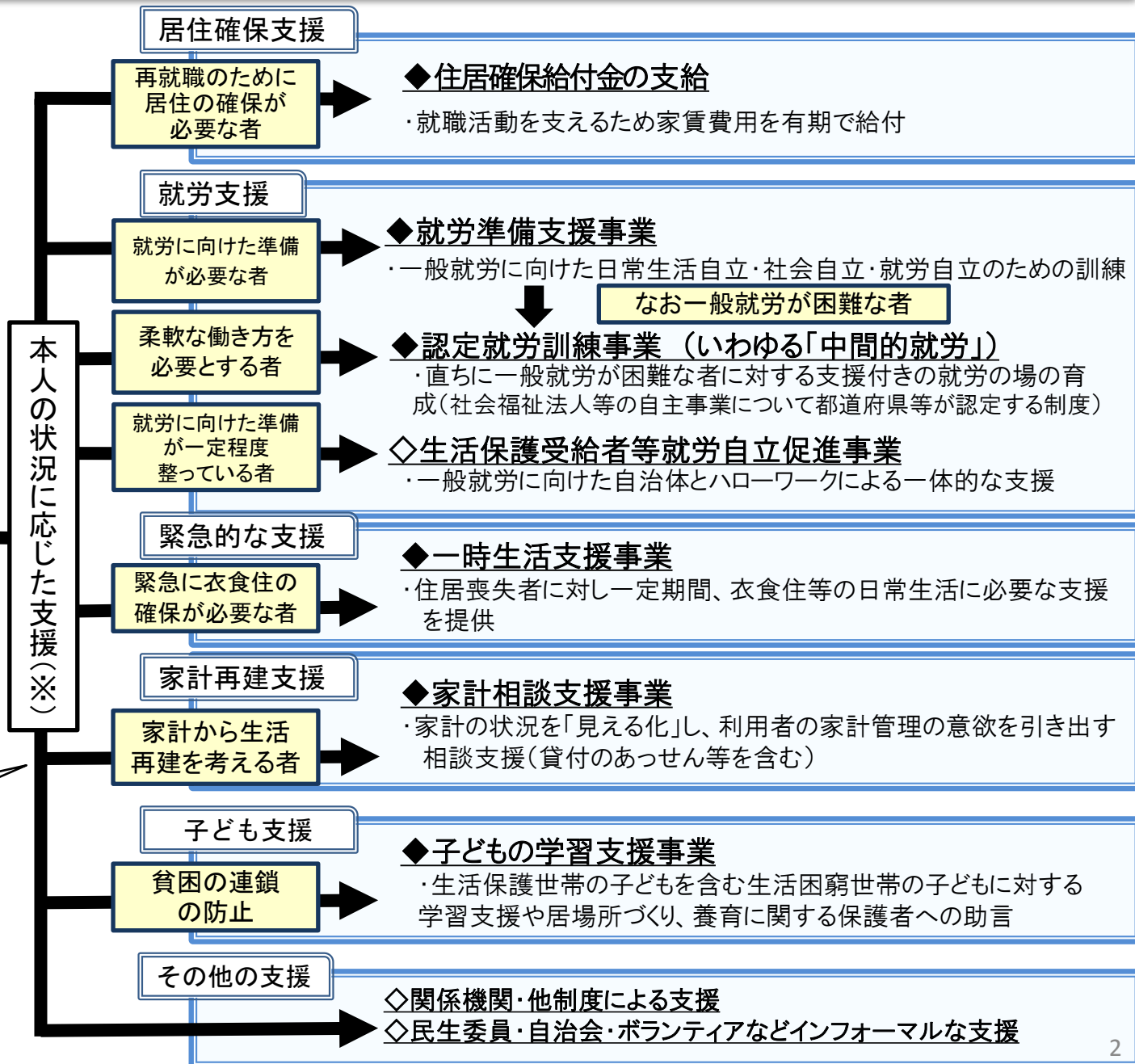
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



住居確保給付金について

目的

○ 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）の制度化を図る。

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：20.0万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

➤ 支給期間 原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

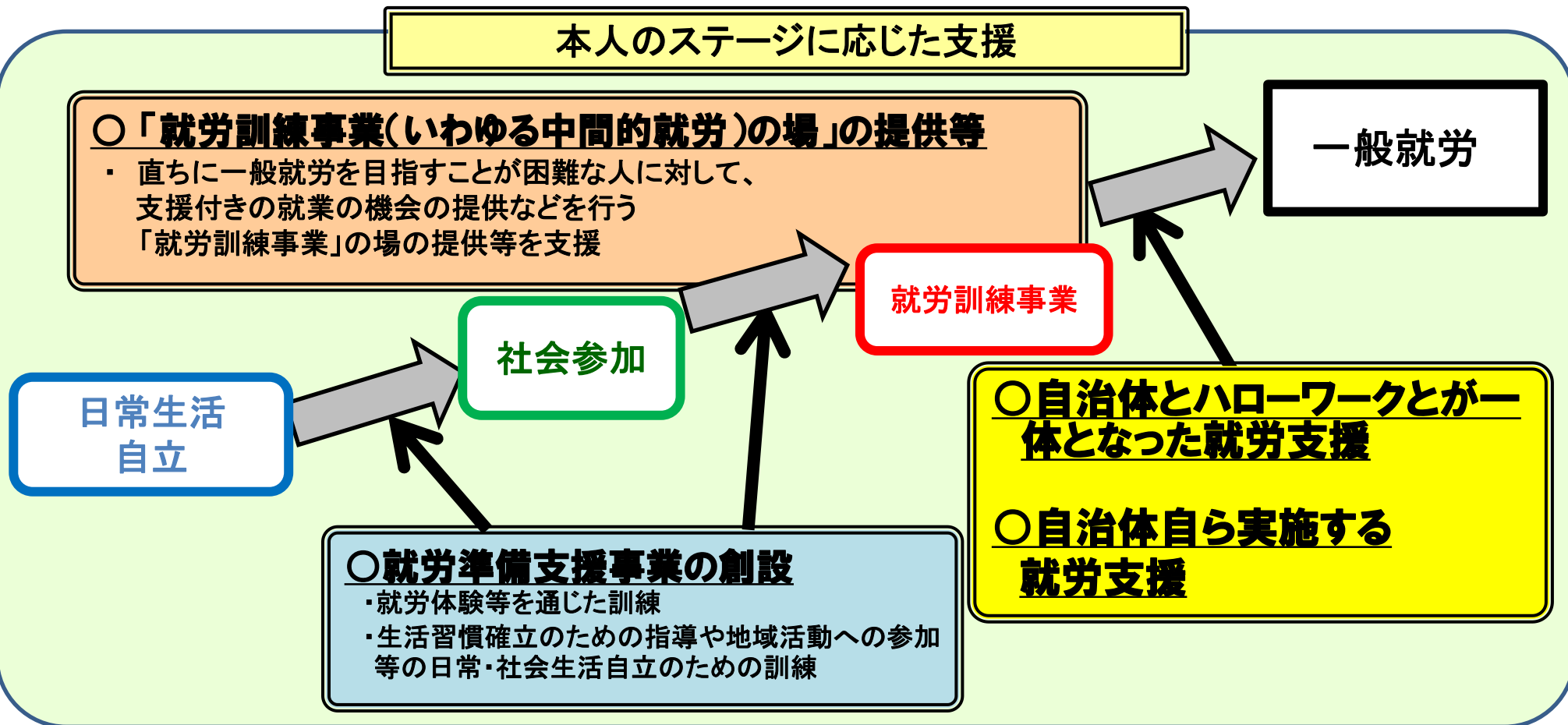
期待される効果



- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊感情や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

生活困窮者の状態に応じた就労支援

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者	ハローワークの一般職業紹介	一般的な職業相談・職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援	(ハローワーク) 担当者制によるキャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等 (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者	自立相談支援事業の就労支援員	就労意欲の喚起を含む福祉面での支援とともに、担当者制によるハローワークへの同行訪問、キャリア・コンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等
4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る (就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施
5. 就労への移行のため柔軟な働き方をする必要のある者	就労訓練事業（中間的就労）	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

生活困窮者自立支援制度における就労支援

生活困窮者の多くは、多様で複合的な課題を抱え、自尊感情や自己有用感を喪失している。

このため、本制度における就労支援は、常に本人を起点とし、

- ・ 就労の意義への理解の支援から、生活面や福祉面での支援までも含めた、包括的な支援の一環として展開する。
- ・ 本人の状態に合わせ、必要に応じてステップアップも意識しながら支援する。

⇒ 就労支援員自身も、自分の強みを理解し、弱みを補うためにノウハウを学び、考え、実践する。

“きちんと”

丁寧な相談支援

- ・ 包括的な相談受付、アセスメント、プラン作成
- ・ 信頼関係の構築と自尊感情、自己有用感の回復に向けた支援
- ・ ストレングスに着目した支援
- ・ 就労意欲の喚起

“みんなで”

チームによる支援

- ・ 主任相談支援員、相談支援員との協働
- ・ 就労準備支援事業等の活用
- ・ ハローワークその他の関係機関・者との協働

“ずっと”

切れ目のない支援

- ・ アウトリーチによる発見・支援
- ・ 多様なプログラムの用意
- ・ 個別のニーズに応じた職業紹介
- ・ 定着支援と企業支援

“つながる・つくる”

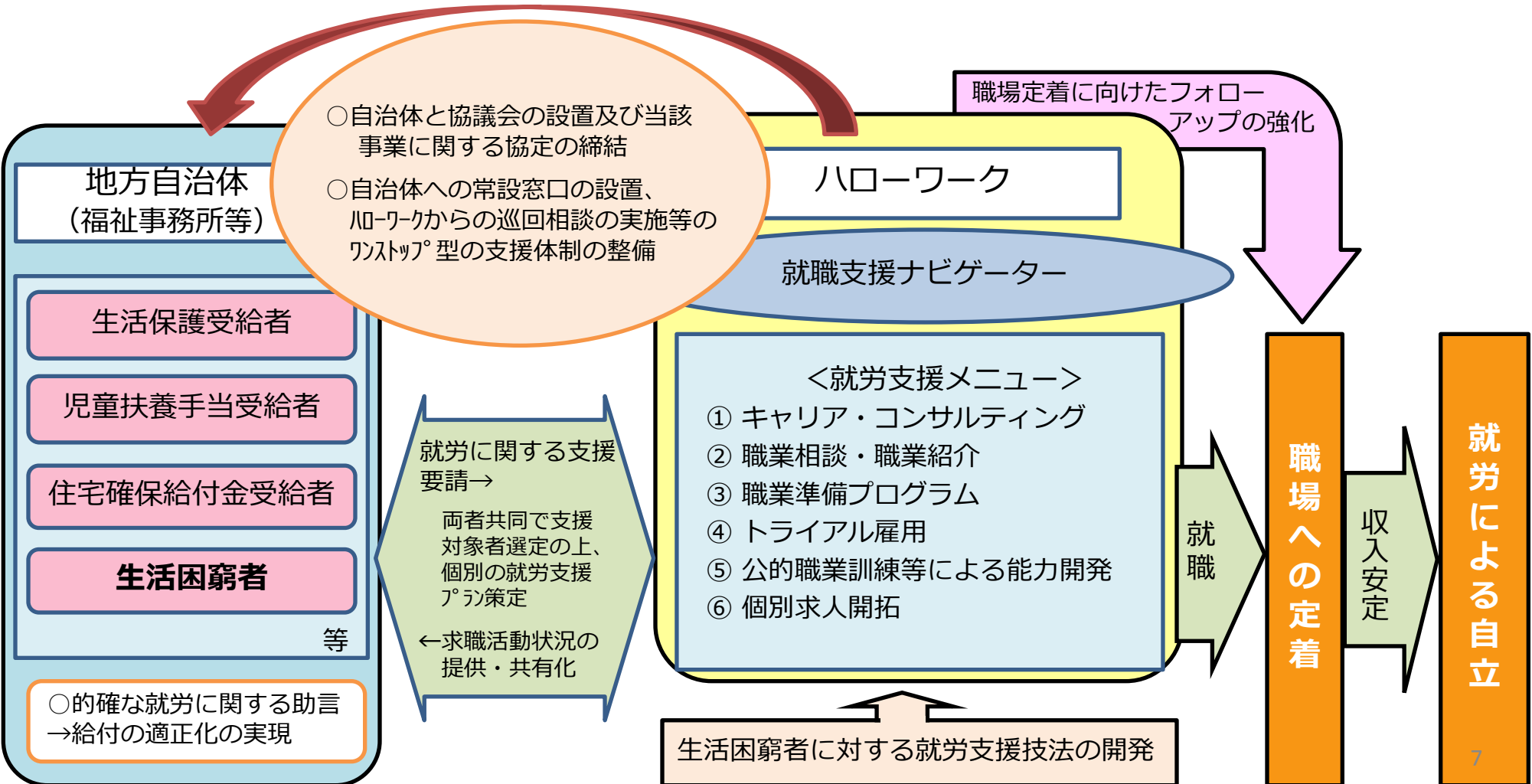
社会資源の活用と開発

- ・ 関係機関・者のネットワークの構築
- ・ 企業との関係づくり
- ・ 中間的就労や実習場所等の開拓
- ・ 居場所づくり
- ・ 町おこし、地域づくり

生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を発展的に解消の上、平成25年度から新たに生活保護受給者等就労自立促進事業を実施。

さらに、平成27年度は、生活困窮者自立支援法が施行されることから、地方自治体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



就労準備支援事業について

事業の概要

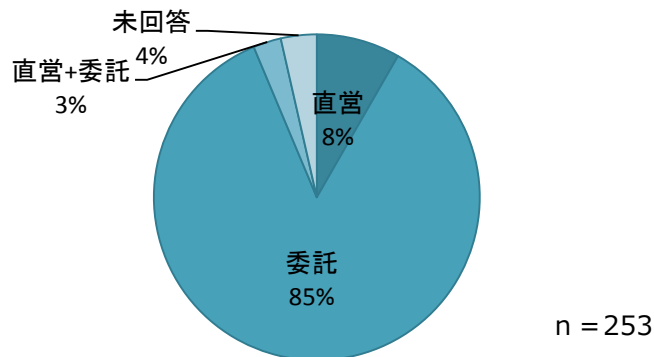
- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。最長で1年の有期の支援を実施。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(日常生活自立)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会生活自立)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立)の3段階。
※必ずこの3段階の支援に切り分けて実施されているわけではない。
- 就労準備支援事業所でのセミナーやワークショップと協力事業所における就労体験を組み合わせた「通所型」が一般的であるが、「合宿型」を実施する形態もある。

事業の意義

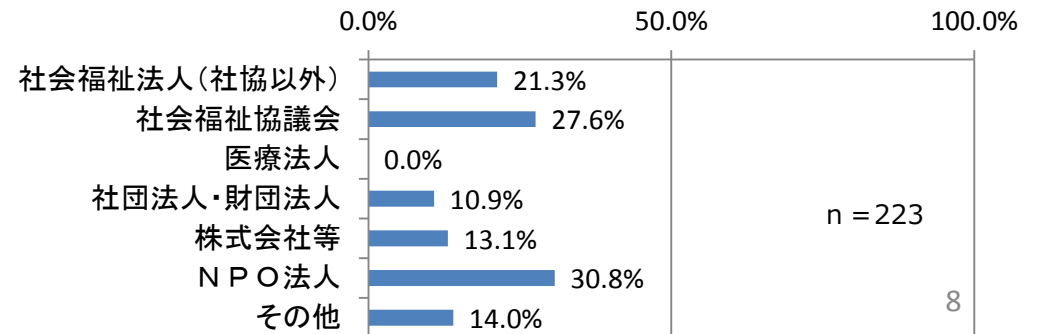
- 生活困窮者がより安定した職業に就くためには、生活歴や健康状況、家族関係等多くの背景や課題が複合的に絡み合っている中、これらの課題を一つひとつひも解きながら、時間をかけて丁寧に、生活支援と組み合わせた就労支援を展開することが必要。
- 就労準備支援事業は、生活困窮者の多様な状態像に合わせた包括的な就労支援策の一つであり、「生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者」を対象にするもの。
⇒ **そうした者に対する支援は時間をかけて丁寧に実施する必要があることから、独立した事業としたもの。**

(参考)事業の実施状況(平成27年4月現在)

(1) 運営方法



(2) 委託先(複数回答)



就労準備支援事業の対象者

1 状態像

最長で一年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、複合的課題を抱え、
○決まった時間に起床・就寝できない等、**生活習慣の形成・改善が必要**である、
○他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの**社会参加能力の形成・改善が必要**である、
○**自尊感情や自己有用感を喪失**している
○**就労の意思が希薄**である又は**就労に関する能力が低い**
等、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練(公共職業訓練及び求職者支援訓練)等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者。

2 資産・収入要件 ※申請日に65歳未満であることに加えて

収入要件は生活保護基準とほぼ同様以下としつつ、資産要件は一定の資産保有を認めている。
(施行規則第4条第1号)

- 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)
+住宅扶助基準に基づく額以下であること
- 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること ※上限額はなし

◎ただし、2の資産・収入要件は必須ではない

(施行規則第4条第2号)

- 前号に該当する者に準ずる者として福祉事務所設置自治体が当該事業による支援が必要と認める者であること

→想定される具体例

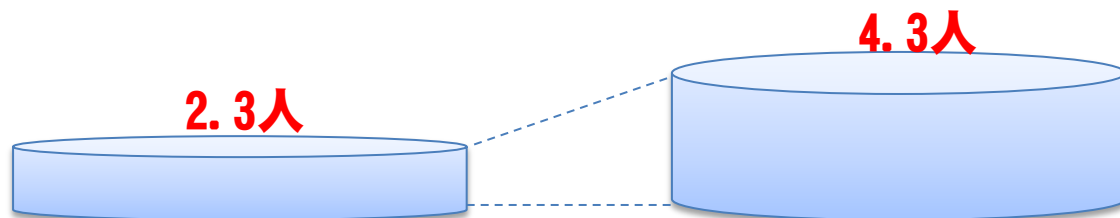
地域に利用可能な他の社会資源がないが、ひきこもりやニートなど世帯全体としては1号要件を満たさないケース

サポステ等で本人のみを支援するのではなく、家庭全体として困窮者法の枠組みで支援する方が自立支援に資するケース

就労準備支援事業の実施状況(平成26年度モデル事業実績より)

1. 事業実施自治体・未実施自治体の就労・増収者数の違い

評価実施プランにおける就労・増収者数を就労準備支援事業実施自治体／未実施自治体間で比較。



約2倍の開き!!
= 就労準備支援事業自体の効果のほか、
同事業があることによって、全体としての効果を生んでいると考えられる

就労準備支援事業**未実施**自治体
(52自治体、対象プラン計786件)

就労準備支援事業**実施**自治体
(65自治体、対象プラン計1,849件)

※人口10万人当たり。就労準備支援事業以外の就労支援によるものも含む。

※平成26年度に評価を実施した全プランのうち、一般就労又は就労増収につながったものを計上。

2. 就労準備支援事業利用者の就労・増収率

就労準備支援事業を利用したプランが10件以上あった13自治体における、事業利用者の就労・増収率の分布。

40%以上	25～40%	25%未満
4自治体	6自治体	3自治体

一般就労から距離のある層を対象とする就労準備支援事業であるにも関わらず、
就労支援対象者全体の就労・増収率(今年度目安値)と同じ40%を超える自治体が3割、
25%以上の自治体まで含めると8割近い。

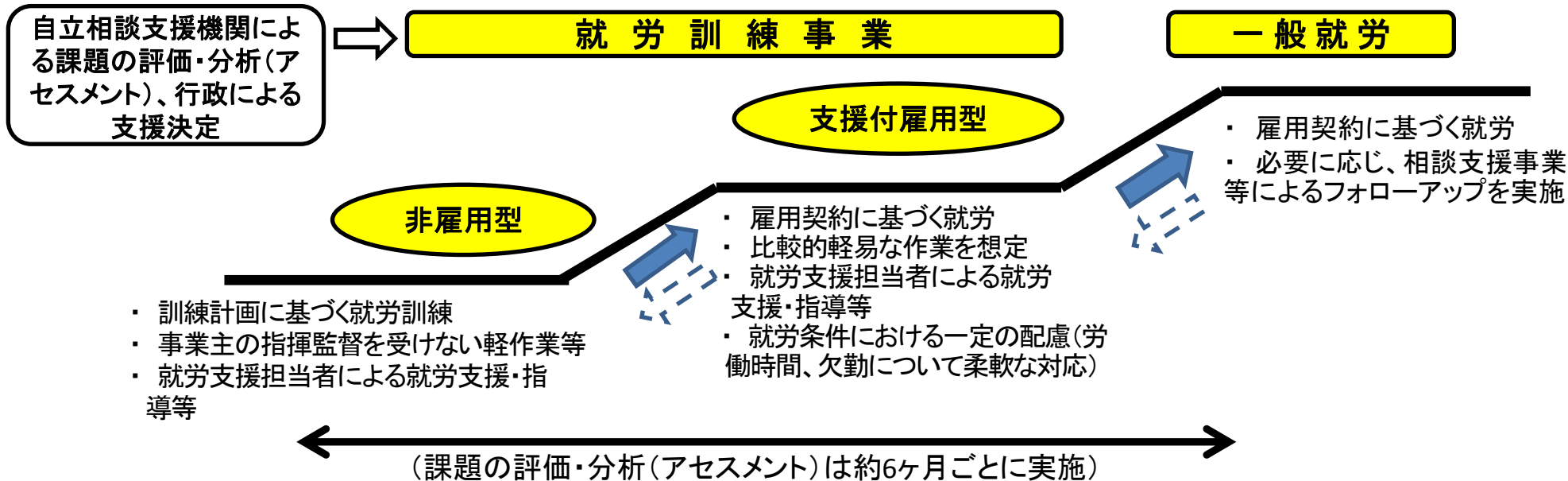
いずれも、就労準備支援事業の運営方法が未確立であった平成26年度モデル事業の実績であり、今年度以降は本格実施によりさらなる就労・増収効果が見込まれている。

就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

事業の概要

- 社会福祉法人、消費生活協同組合、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた就労の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組み。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇、優先発注、研修によるノウハウの提供等を総合的に実施。

支援のイメージ



期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の 実施に関するガイドラインの概要

1 趣旨

- 就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は、一般就労と福祉的就労との間の就労形態として位置づけられ、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者の一般就労を目的に、民間事業者が自主事業として実施するもの。
- 就労訓練事業における就労形態は、**①雇用契約を締結せず訓練として就労を体験する段階（非雇用型）と②雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階（雇用型）の二つ**を想定。
- 本ガイドラインは、認定基準を補足するものとして、生活困窮者自立支援法に基づく認定を受けた就労訓練事業者が遵守すべき事項を定める。なお、認定就労訓練事業において生活保護受給者を受け入れる場合も、本ガイドラインに沿った事業運営を行い、その適切な実施を確保する必要がある。

2 対象者像

- 自立相談支援機関のアセスメントにおいて、**一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断され、福祉事務所設置自治体による支援決定を受けた者が対象。**

（例）いわゆるひきこもりの状態にある若しくはあった者又はニートの者、長期間失業状態が続いている者、未就職の高校中退者等

3 事業の実施体制

- ① ②に掲げる措置に係る責任者（就労支援担当者）を配置。
- ② 就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを実施。
 - ア 支援に関する計画（就労支援プログラム）を策定すること。
 - イ 利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - エ 以上に掲げるもののほか、利用者に対する支援について必要な措置を講じること。

4 就労内容

- 就労訓練事業においては、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態等に応じた作業を割り当てることが適当。
- また、就労形態についても、毎日の就労を求めないなど、個別の状況に応じたものとする必要がある。
- 就労支援プログラムについては、概ね3～6か月程度の期間を設定し、対象者との面談を経た上で見直し・更新。

5 対象者の就労条件

- **事業の利用を雇用型として開始するか、非雇用型として開始するかについては、対象者や事業者の意向等を勘案しつつ、アセスメントに基づき自立相談支援機関が判断し、福祉事務所設置自治体による支援決定を経て確定。**
 - ※ 非雇用型として就労訓練事業の利用を開始した場合であっても、定期的にあセスメントを行い、能力の上達度合い等に応じて、雇用型に移行。また、就労の状況に応じて就労内容を見直し、自立相談支援事業におけるアセスメントによる確認を経た上で一般就労が可能と認められた場合には、契約等の変更を行う必要がある。
- 雇用型の対象者については、賃金支払い、安全衛生、労働保険の取り扱い等については、他の一般労働者と同様、労働基準関係法令の適用がある。
- 一方、非雇用型の対象者については、労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外となる。**非雇用型についても、就労開始前に、対象者本人の自発的意思に基づき、関係者間で就労内容や条件等を示した確認書を取り交わすこととし、その中で非雇用である旨の理解と合意を明確化することが必要。**
 - ※ 非雇用型については、作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、雇用型及び一般就労者と明確に区分することが必要。
- また、安全衛生面、災害補償面については、非雇用型の対象者についても、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行う必要がある。
- さらに、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要。

認定就労訓練事業者に対する支援について

- 認定就労訓練事業者について、税制面、財政面、ノウハウ面での支援を総合的に行う。

1. 税制上の措置について

- 社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、政府・与党内で議論を行った結果、今般、平成27年度税制改正の大綱が以下のとおり取りまとめられた。

税目	平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月14日閣議決定)(抄)
固定資産税、都市計画税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
不動産取得税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
事業所税	認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
登録免許税	認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の非課税措置(登録免許税法別表第三)を適用する。
消費税	消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外する。

※ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する措置の対象となる「社会福祉法人等」の範囲は、今後、法令改正に向け検討されるが、他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人、消費生活協同組合等は対象となる見込み。

※ 認定就労訓練事業では、商品を製造・販売する場合等があることから、障害者就労継続支援事業の例も踏まえ、消費税を課税。

2. 立ち上げ支援、優先発注について

- 法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として、認定就労訓練事業者に対する立ち上げ支援を実施。
- 地方自治体が随意契約によることができる場合として、認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等を地方自治法施行令に追加。

3. その他

- 「就労訓練事業(いわゆる中間的就労)事例集」を作成。
- 就労訓練事業の意義・内容や認定の手続などをまとめた事業所向けパンフレットを作成。

認定就労訓練事業所の認定状況(大阪府の例)

訓練内容	法人類型
介護補助・掃除・洗濯等	社会福祉法人
介護補助・掃除・洗濯等	社会福祉法人
特養の居室清掃等	社会福祉法人
農作業・農産加工作業	株式会社
リサイクル・堆肥製造	株式会社
リサイクル・清掃等	株式会社
介護補助・清掃等	社会福祉法人
農作業・収穫物販売	社会福祉法人
特養居室シーツ交換等	社会福祉法人
介護補助・調理補助等	社会福祉法人
介護補助・清掃等	社会福祉法人
介護補助・清掃等	社会福祉法人
施設内環境整備等	社会福祉法人

訓練内容	法人類型
介護補助・清掃等	社会福祉法人
館内・敷地内清掃等	社会福祉法人
農園作業・配膳補助等	社会福祉法人
農園作業・館内清掃等	社会福祉法人
食事準備片付け等	社会福祉法人
特養シーツ交換等	社会福祉法人
介助補助・洗濯等	社会福祉法人
掃除・間接介助等	社会福祉法人
掃除・間接介助等	社会福祉法人
館内清掃等	社会福祉法人
館内清掃等	社会福祉法人
大浴場清掃・利用者案内	社会福祉法人
介護補助・掃除等	社会福祉法人

※平成27年6月25日現在、計26件(府内指定都市・中核市認定分を含む)

就労準備支援事業と就労訓練事業(中間的就労)の違い

◎一般就労困難な者が「働いてみる」という実際の場面



就労準備支援事業の中の職場体験と、
中間的就労(特に非雇用型)が混同されがち。
しかしながら・・・

(大切なポイント)

○就労準備支援事業の利用対象者像と、中間的就労の対象者像は異なること。

日常生活自立、社会生活自立等がままならない者が就労準備支援事業の対象。

(こうした者が受け入れ側の積極的支援により中間的就労で受け入れられている実態はあるが)制度上は、配慮があれば参加・就労が可能な者を、中間的就労の対象者として想定。

○就労準備支援事業における支援と、中間的就労における支援は異なること。

日常生活自立・社会生活自立・就労自立の3つの要素を含む集中的な支援を行うことが就労準備支援事業には求められ、中間的就労で想定する支援よりも手厚い。

○一方で、民間事業所を職場体験の場として開拓する場合は、中間的就労(認定就労訓練事業所)の開拓と併せて行うことが効率的・効果的。

自立相談支援事業と就労支援

(大切なポイント)

○まずは、**本人の状態像に最適な就労支援は何か**を考えてみること

- * 「本人の状態像」は、意欲や能力の有無だけでなく、生活歴や健康状況、家族関係等の観点から捉えることが大切。また、現在の生活状況にも配慮が必要（特に就労準備支援事業の利用時）。
- * 例えば、就労準備支援事業の対象となるような状態像の者に認定就労訓練事業を利用させると、本人にとって最適な自立支援とならず、自立が滞るおそれがあるほか、認定事業所に過度の負担がかかり、中間的就労が拡がらない。

○制度の理念である「生活困窮者が自立と尊厳を確保すること」に照らして考え、支援すること

- * 就労自立だけが目的ではない。一方で、就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず社会参加や自己実現等の機会であり、就労が可能な者は**可能な限り就労による自立を目指すことが重要**。
- * 例えば就労準備支援事業の利用中であっても、本人の事業利用状況や状態像の変化につき、就労準備支援事業の担当者との情報交換や本人との面談等を通じて、**継続的によりよい支援について考え**、必要に応じてプランの見直し等をしていくことが必要。また、就労準備支援事業の利用後の就労支援は就労支援員が担うこととしているが、本人と就労準備支援担当者との関係性から就労準備支援担当者が継続的に関わる方が望ましい場合もあり、杓子定規でなく本人にとって最善の支援を心がけることが大切。

○自立相談支援事業の重要な役割である「**社会資源の開発・連携**」

- * 委託の場合であっても、自治体と連携し就労支援に協力してもらえる地域の事業所開拓が必要。
 - 就労準備支援事業における就労体験の協力事業所として（就労準備支援事業者とも連携）
 - 認定就労訓練事業所として
 - 一般就労の場として

支援を通じた状態像の変化

※支援事例を元に加工。

小中学校不登校、高校中退。身体不調（めまい、生理痛等）と対人不安が非常に強い。職場でのミスを叱責された経験から、現実逃避・回避行動が目立つ一方、就労希望強い。

職場体験を開始するも、初日は途中で無断帰宅。約束が守れない状況が続くが、臨床心理士が関係継続を促す連絡を取り続け、身体症状は婦人科受診を促し改善。生活リズムの改善と作業能力の見極めのため就労体験に参加。

うつの診断があり投薬加療中。抑うつ状態でひきこもっていたが、就労体験が可能となるまで回復。しかし冬になると調子を崩し再度うつ状態となる。

看護師が毎日部屋を訪問し、ともに食事をとり、入浴を促し、掃除や通院同行、投薬管理を行う。支援経過の中で双極性うつであると判明し薬を変えたところ回復の兆しが見られる。訪問支援の継続により、短時間・短日の就労体験が可能となる。

大学入学時に上京し一人暮らし。就職できず仕送りで生活。発達障害の疑いがあるも、努力によって働けるようになるという思いがあり、一方でいじめられた経験等から自己肯定感が極端に低い。合宿型に参加するが、たびたびパニックになる、落ち着きがない、場の空気を読めない等の様子があり、臨床心理士による個人面談を開始。感情コントロールが難しい一方で、PC作業が好きで集中力があることも判明。並行してメンタルクリニックを受診し、投薬治療により対人緊張度が軽減。

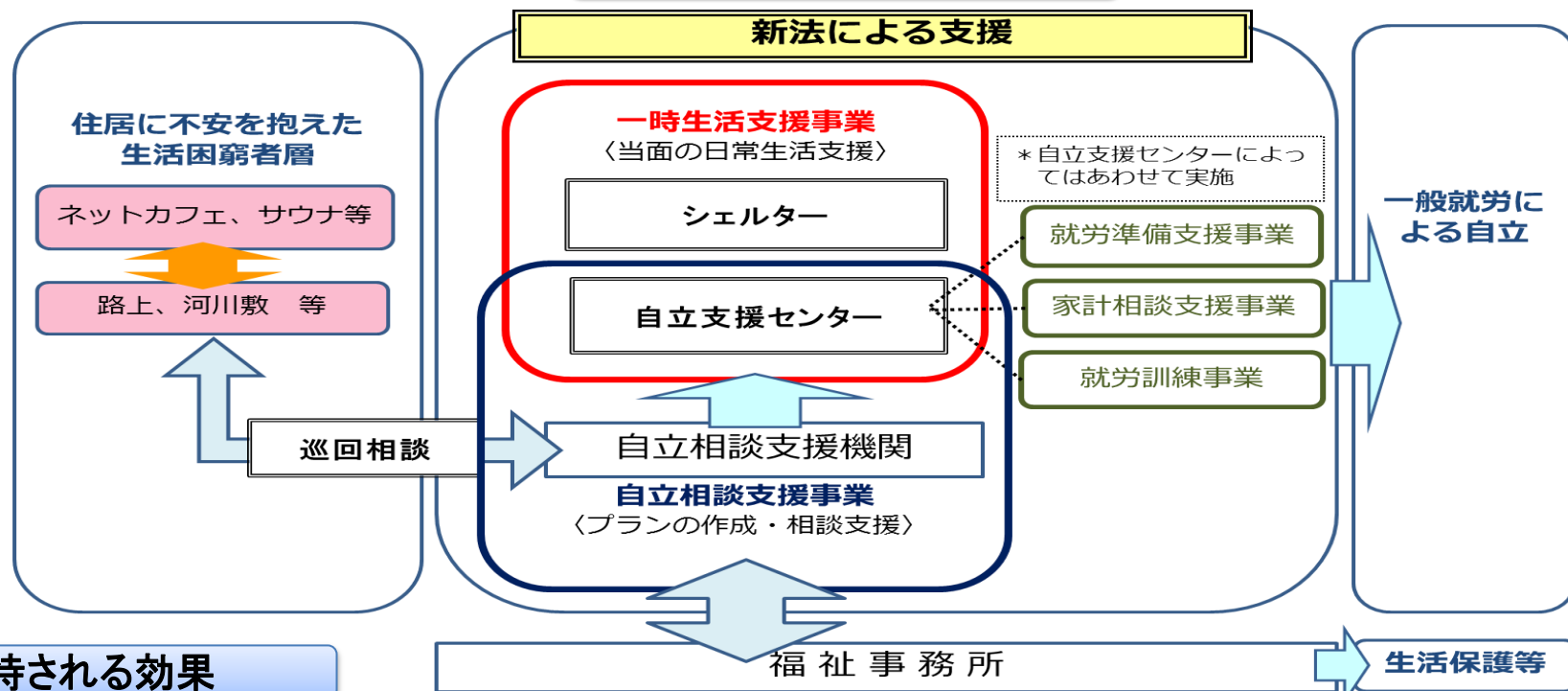
合宿参加後は、発達障害者向け職業訓練コースにつなぎ、就労を目指す。

一時生活支援事業について

事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきたホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター）及びホームレス自立支援センターの運用を踏まえ、制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- ※ 職員配置に係る費用については、一時生活支援事業には含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施（自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置）。

新法施行後のホームレス支援フロー



期待される効果

自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析（アセスメント）を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、これまで以上の効果的な支援を行う。

- 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供するとともに、状況によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立。

家計相談支援事業について

事業の概要

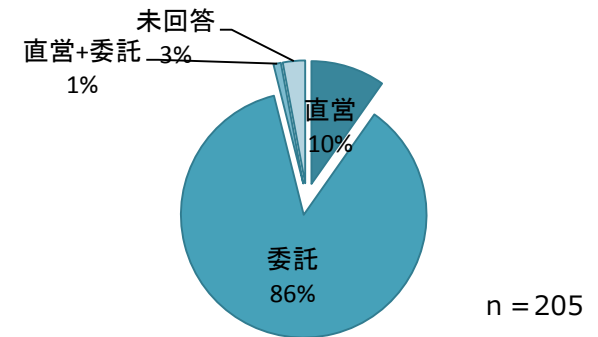
家計相談支援事業とは、「家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取り組み」のことを指す。

具体的な支援業務

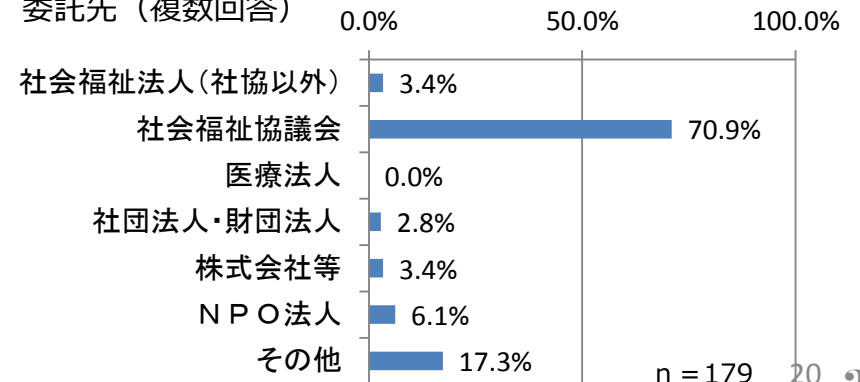
- 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- 貸付のあっせん など

(参考)事業の実施状況(平成27年4月現在)

(1) 運営方法



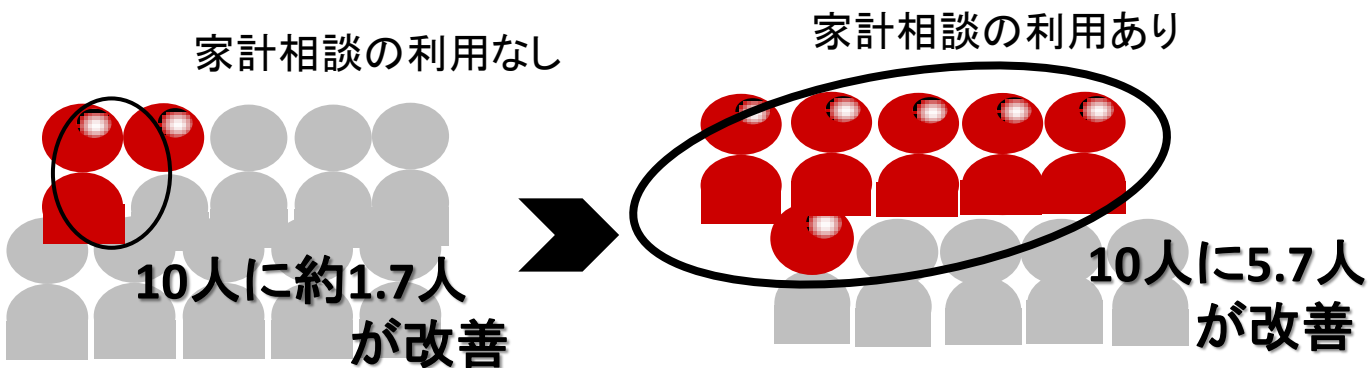
(2) 委託先(複数回答)



家計相談支援事業の利用の有無別に見た効果について（平成26年度モデル事業実績より）

- 家計相談支援事業を利用した場合、利用しない場合に比べ家計改善に関しては約3.3倍、債務整理に関しては約5倍の効果がある。
- こうした家計改善に関する効果だけでなく、家計相談を利用している方が就労収入の増加割合が2倍以上高い。
- また、家計相談支援事業の利用により、対人関係・家族関係の改善や住まいの確保・安定、生活習慣の改善、自立意欲の向上・改善といった、心理社会的側面や生活の質の向上等にも寄与する。

【家計が改善した人】



「家計相談の利用あり」におけるその他の効果

【債務の整理】

- 約5倍の支援効果

【対人・家族関係の改善】

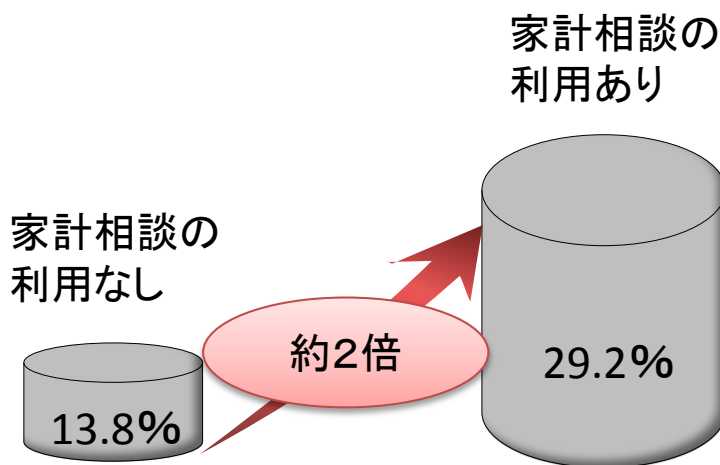
- 約1.8倍の支援効果

【住まいの確保安定】

- 約2倍の支援効果

「家計相談の利用なし」と比べると

【増収者の割合】



※ 家計相談が増収に効果をもたらす背景

生活困窮者にとって、7～8万円の収入を新たに得ることは、ときとしてハードルが高い場合もある。このような場合、家計相談を利用すると…

⇒ 家計表を作成することで、家計再生に必要な収支改善が例えば6万円であると明確化され、更に3万円の節約が可能であることが明らかになれば、結果的に家計再生に必要な収入増は3万円であることがはっきりする。

⇒ 3万円の増収であれば、就労時間や日数を見直すことで、それほど難しくなく収入を増やせる可能性がある。

また、増収に向けて新たに職を見つける必要がある場合でも、就労先の選択肢が増えることから円滑に就職活動を行うことができる。

家計相談支援事業における支援の視点と支援効果

- 家計相談支援では、家計表やキャッシュフロー表等のツールを活用して、「家計」に特化した視点から相談者の課題と現状を明らかにしていく。
- 自立相談支援機関だけでなく家計相談支援機関と一体的に支援を行うことにより、相談者の状況をより一層複眼的に把握することができ、相談者の抱える複合的な課題に対して、早期に適切な支援の方向性を見出すことができる。
- 結果として、再び困窮状態になることへの予防や税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円滑化といった効果が期待される。

家計相談と自立相談との連携による複眼的な課題の把握

- 家計相談は、家計表等を活用して相談者の主訴と実際の収支バランスの不均衡を明らかにしたり、
- キャッシュフロー表を活用することで「世帯単位」「家族単位」で相談者の状況を把握する独自の視点を有する。

自立相談支援事業だけでなく家計相談支援事業を組み合わせることで支援を行うことにより、本人の語りだけでは見えにくい家族や生活全般等の潜在化されやすい課題を、早期に明らかにすることができる。

家計相談の支援効果

家計の状況に対する気づきと理解

家計再生に向けた意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援計画の作成

- ・相談者が自ら家計を管理できるようになる
- ・家計以外の課題についても気づきを得る
- ・家計が安定化する

再び困窮状態になることへの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

家計相談支援事業の対象者

家計相談支援事業の対象者は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。その中で、特に以下の状況にある生活困窮者については効果的な役割を果たすと考えられる。

以下のような状況にある生活困窮者については、家計相談支援事業が効果的な役割を果たすと考えられる。

- 多重債務もしくは過剰債務を抱え、返済が困難になっている人
- 債務整理を法律専門家に依頼した直後や債務整理途中の人
- 収入よりも生活費が多くお金が不足がちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない人
- 収入が少なかったり波があったりするが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人
- 家族で家計について話したことがなく、それぞれが勝手にお金を使っている人
- カードに頼って生活や買い物をしていくら借金があるのか把握していない人
- 収入はあるが、家賃をはじめ、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料などの滞納を抱えていたり、税金などを延滞したりしている人
- 就労先が決まったが、収入が得られるまで時間がかかり、生活資金の貸付を予定している人
- 児童扶養手当や年金の支給など月単位の収入ではなく2～4ヵ月単位の収入があり、支出も月単位で変化があり、家計管理が難しい人

子どもの学習支援事業について

事業の概要

○ 貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施ができるものとする。

支援のイメージ

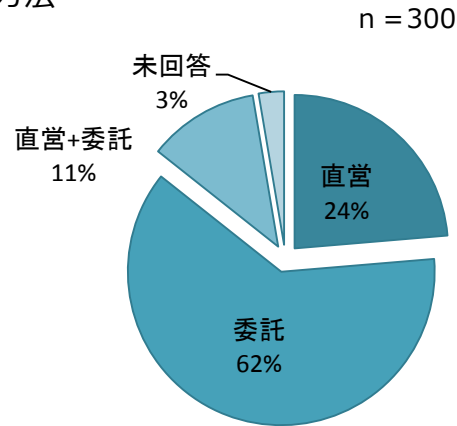
- 進路相談、中退防止のための支援を含む学習支援
 - ・学習教室においてボランティアによるマンツーマンの学習支援
 - ・家庭訪問による進学の助言、養育支援

- 居場所の提供
 - ・日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援

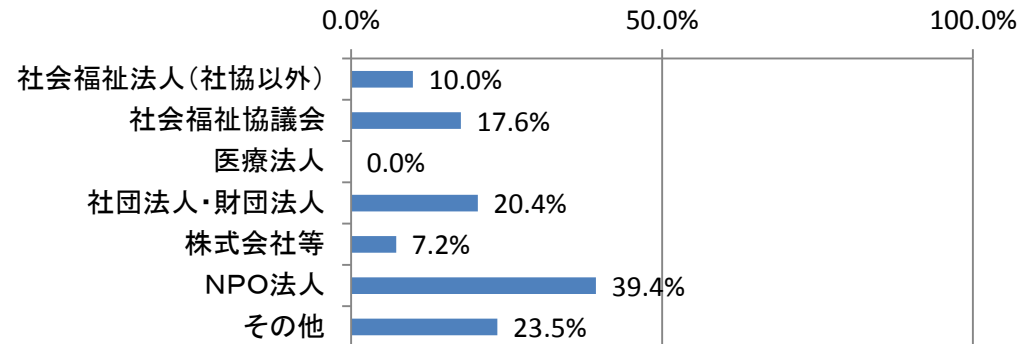


(参考)事業の実施状況(平成27年4月現在)

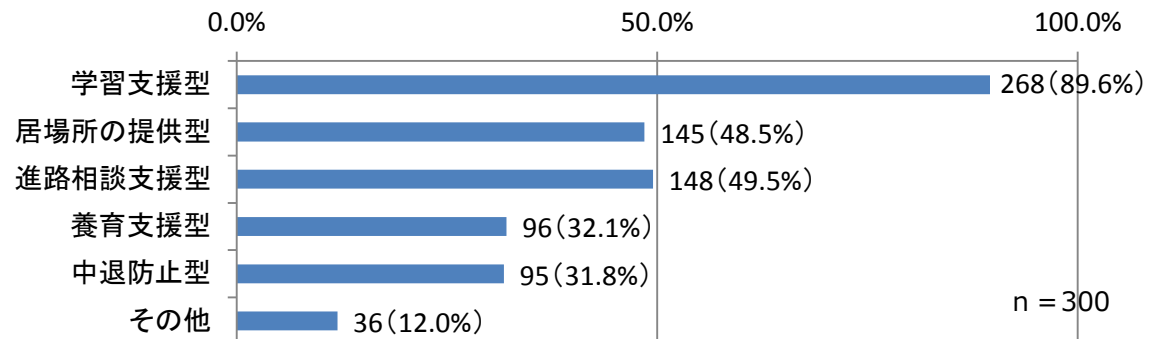
(1) 運営方法



(2) 委託先(複数回答)



(3) 事業内容ごとの実施状況(複数回答)



ワーク:「生活上の困り事」からみた他制度の活用

皆さんの自治体で利用可能な他制度を書き出し、それぞれの活用の仕方を振り返ってみましょう

収入を増やす	支出を減らす	住まい	健康	...
(例) 各種年金(老齢年金、障害年金等) 児童扶養手当 臨時福祉給付金 ...	(例) 減免制度 ・国保 ・水道料金 ... 多重債務整理 ...	(例) 公営住宅 母子生活支援施設 ...	(例) 短期被保険者証 障害者手帳の取得 ...	

まとめ：

- 新法の各事業、利用可能な国・自治体の制度をプランの形に組み立て、効果的な支援を実施するには、それぞれの趣旨、対象者像、体系などをしっかりと理解することが必要。
- その上で、自治体や各任意事業の実施者、他制度の担当と「上も下もない関係」を築き、本人を取り巻く支援のネットワークを構築することが重要。

…ご静聴ありがとうございました